

(1) 小屋裏物置等とは

小屋裏、天井裏、床下の余剰空間を利用して設けるもので、その用途が収納であるもの。

(2) 取り扱い基準

① 階段

・ 小屋裏物置等に設けるはしご等は、専用固定階段でも可とする。

(※専用固定階段は局部的な小階段に該当するものとして取り扱う。)

② 出入り

・ 小屋裏物置等への内部出入りは上下階からの利用とし、専用固定階段以外の階段の途中からの出入り^{※1}及び各階の床続きの横からの出入り^{※2}は認めない。

(※1：参考図 c ※2：参考図 g)

・ 小屋裏物置等から外部への出入りは不可とする。

③ 規模・高さ

・ 1の階に存する小屋裏物置等(専用固定階段含む)の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の1/2未満^{※3}であること。

・ 小屋裏物置等の最高内法高さは1.4m以下とすること。

・ 階の中間に設ける小屋裏物置等は、当該部分の直下の天井高さを2.1m以上とすること。

④ 設備・開口部等

・ コンセント等の設置については掃除等に必要最低限の箇所数であれば可とする。また、造作収納の設置についても設置可とする。

・ 小屋裏物置等に窓等を設置する場合は、換気に必要最低限のもの(1カ所あたり0.6㎡以下とし2箇所程度)とすること。

(3) 適用用途

・ 住宅系用途に限る。

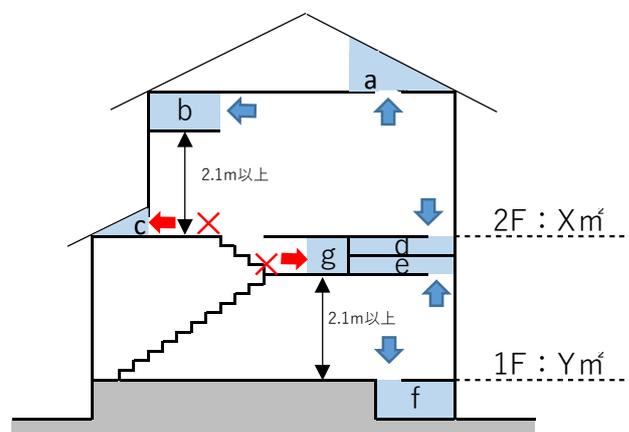
(4) 適用除外

・ 住宅型式性能認定がとれたものはこの限りではない。

※3

$a+b+d < X/2$ 、 $e+f < Y/2$

$d+e < X/2$ かつ $Y/2$



参考図